患者様およびご家族の皆さんへ

別表（第２条及び地方独立行政法人さんむ医療センターの保有する個人情報の開示等の手続に関する規程第14条、第17条関係）

種　類	区　分	単　位	金　額	設　備	備　考
保険外併用療養費（特別療養環境室使用料）	個　室（１人）	１日	A病棟	8,800円	シャワー・トイレ付	山武市の住民以外については、各特別療養環境室使用料に１，１００円を加えた額とする。
				6,600円	トイレ付	
			B病棟	8,800円	シャワー・トイレ付	
				6,600円	トイレ付	
				5,500円		
			回復リハビリテーション病棟	8,800円	シャワー・トイレ付	
				6,600円	トイレ付	
			地域包括ケア病棟	8,800円	シャワー・トイレ付	
				6,600円	トイレ付	
			かんわケア病棟	8,800円	シャワー・トイレ付	
				6,600円	トイレ付	

種　類	区　分	単　位	金　額
医業使用料および手数料	療養費 診療報酬の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第５９号）及び入院時食事療養費に関する食事療養、入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第９９号）及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成１９年厚生労働省告示第３９５号）の規定により算定した額。	１点	10円
	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１２年厚生省告示第１９号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成１２年厚生省告示第２０号）及び厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成１２年厚生省告示第２２号）の規定により算定した額。	１単位	10.21円
	自動車損害賠償保障法(昭和３０年法律第９７号)の規定による損害賠償の対象となる診療。		療養費の規定により算定した額に２を乗じて得た額とする。
	健康診断・一般検診		点数表により算定した点数に１点単価１０円を乗じて得た額。
	分娩料　時　間　内	単胎の場合	255,000円
	分娩料　時　間　外	単胎の場合	265,000円
	分娩料　休　　日	単胎の場合	265,000円
	分娩料　深　　夜	単胎の場合	280,000円
	分娩料　吸　　引	単胎の場合	275,000円
	分娩料　死　　産	単胎の場合	220,000円
	分娩料　帝王切開分娩介助料	単胎の場合	225,000円
	妊産婦入院料　分娩前	１日につき	6,500円
	妊産婦入院料　分娩後	１日につき	17,500円
	妊産婦入院料　時間外加算	１日につき	2,300円
	妊産婦検診料	初回の場合	5,500円
	妊産婦検診料	２回目以降	5,000円
	産科超音波検査	１回につき	2,500円
	新生児介補料	１日につき	14,000円
	新生児基本管理料	１回につき	12,000円
	聴性誘発反応検査	１回につき	8,500円
	胎盤処理手数料	１件につき	3,000円
	母子ショートステイ　単胎の場合	１日につき	22,000円
	母子ショートステイ　多胎児加算	１日につき	3,000円
	母子デイケア　単胎の場合	１時間につき	5,000円
	母子デイケア　多胎児加算	１時間につき	2,500円
	母乳外来	１時間につき	3,300円
	リング挿入術手技料　ＦＤ－１	１回につき	33,000円
	リング挿入術手技料　ミレーナ	１回につき	55,000円
	リング抜去術手技料	１回につき	11,000円
	人工妊娠中絶	１２週未満（日帰り）	66,000円
	人工妊娠中絶	１２週以降（２泊３日）	445,500円
	人間ドック	１日	55,000円
	脳ドック	１日	49,500円
	人間ドック　脳検査（ＭＲＩ・ＭＲＡ）	１件	44,000円
	人間ドック　認知機能検査（年齢60歳以上）	１件	11,000円
	（追加検査）　骨密度検査	１件	3,960円
	（追加検査）　子宮がん検査（頸部・エコー）	１件	5,500円
	（追加検査）　子宮がん検査（体部）	１件	5,500円
	（追加検査）　前立腺検査（ＰＳＡ）	１件	3,300円
	（追加検査）　乳がん検査	１件	4,950円
	（追加検査）　ピロリ菌検査	１件	4,400円
	（追加検査）　マッサージ	１件	1,100円
	予防接種	理事長が別に定める額	
	長期入院料　保険外併用療養費	診療報酬点数表による通算対象入院料の基本点数を厚生労働大臣が定める事項により計算した額に消費税を加えた額	
文書料	診断書１ 当院様式による診断書 持参した様式が当院様式と同等の健康診断書・証明書 交通災害共済見舞金請求書 出産育児一時金申請用診断書 鉄砲等の免許に関する診断書 千葉県市町村交通災害給付金用診断書 雇用保険受給に関する診断書（就労可否証明書） 受診状況等証明書 公安委員会提出用（運転免許更新等） 保育所等入所（園）用診断書・意見書 B型肝炎訴訟用診断書 保険会社点数確認書 診療報酬点数証明書 治療証明書（土建組合） 入院・通院証明書 おむつ証明書・ストマ証明書 福祉手当支給診断書 手術放射線点数確認書（保険会社依頼） 出生証明書（役所提出用）公的書式 妊婦証明書（役所提出用）公的書式 死産証明書（役所提出用）公的書式	１通につき	3,300円
	診断書２ アフターケア実施期間の更新に関する診断書	１通につき	2,000円
	診断書３ 学校生活管理指導表（アレルギー疾患以外） 病院保育（山武市以外） 軽易な証明書等	１通につき	1,100円
	診断書４ 臨床調査個人票 小児慢性特定疾患個人票 自動車損害賠償責任保険診療報酬明細書	１通につき	4,400円

種　類	区　分	単　位	金　額
	診断書５ 裁判用診断書（成年後見用）公的書式 老人ホーム等施設入所用診断書 サービス付高齢者向け住宅用診断書 ディサービス等利用意見書 死亡診断書（役所提出用）公的書式 死体検案書（役所提出用）公的書式 補装具費支給意見書	１通につき	5,500円
	診断書６ 生命保険給付用診断書（所定書式のもの） 障害年金用診断書 身体障害者手帳交付用診断書 自賠責後遺障害診断書 保険会社障害診断書 特別児童扶養手当認定自動車損害賠償責任保険診断書 保険会社介護診断書 特別障害者手当認定診断書 自動車損害賠償責任保険診断書 回答書（特に書式のない４項目以上の診断書含む） 持参した様式が複雑な健康診断書	１通につき	7,700円
	支払証明書１ 税金控除・高額療養費申請用等証明書 （軽易なもの） その他軽易な医療費証明書	１通につき	1,100円
	支払証明書２ 税金控除・高額療養費申請用等証明書 （複雑なもの） その他複雑な医療費証明書	１通につき	2,200円
	支払証明書３ 母子・父子家庭等医療費給付に係る証明 乳幼児医療費計算書に係る証明 重度身障者医療費給付に係る証明	１通につき	100円
歯科材料費	金属床義歯（総義歯）	１床につき	275,000円
	金属床義歯（部分床義歯）	１床につき	220,000円
	チタン床義歯（総義歯）	１床につき	660,000円
	チタン床義歯（部分床義歯）	１床につき	550,000円
	磁性アタッチメント	１組につき	55,000円
	保定装置（保隙装置）	１組につき	77,000円
	歯科インプラント（前歯部）	１歯につき	330,000円
	歯科インプラント（臼歯部）	１歯につき	330,000円
	陶材焼付前装冠（メタルボンド）	１歯につき	77,000円
	ハイブリッドセラミック（前装冠）	１歯につき	44,000円
	ハイブリッドセラミック（インレー）	１歯につき	33,000円
	ゴールド（２０Ｋ）（全部鋳造冠）	１歯につき	55,000円
	ゴールド（２０Ｋ）（インレー）	１歯につき	33,000円
	仮歯	１歯につき	1,760円
診察券再交付手数料	診察券交換手数料	１枚につき	165円
	診察券再交付手数料	１枚につき	330円
診療記録開示手数料	診療録開示基本手数料		3,300円
	診療記録の謄写費用 日本工業規格Ａ列３番までの用紙片面	単色刷り１枚につき	33円
	エックス線フィルム等の複写費用		
	半切	１枚につき	880円
	大角切	１枚につき	770円
	大四切	１枚につき	550円
	四切以下	１枚につき	440円
	電磁的記録で、電磁的媒体に複写したもの	電磁的媒体１枚につき	1,100円
	※上記金額に開示基本手数料を加えた額		
	診療記録開示のための医師説明面談料	３０分毎	5,500円
病衣	病衣	１日につき	132円
施設等使用料	付添寝具使用料	１日につき	231円
	付添ベット使用料	１日につき	110円
	機械、医療機器及び施設使用料	理事長が別に定める額	
容器代	薬容器代	容量５０ｍｌ未満	55円
		容量５０ｍｌ以上	110円
写しの作成手数料	写し作成基本手数料		1,100円
	文書及び図画で、電子複写機による出力（日本工業規格Ａ列３番までの片面）	単色刷り１枚につき	33円
		多色刷り１枚につき	110円
	文書及び図画で、プリンタによる出力（日本工業規格Ａ列３番までの片面）	単色刷り１枚につき	33円
		多色刷り１枚につき	110円
	エックス線フィルム等の複写費用		
	半切	１枚につき	880円
	大角切	１枚につき	770円
	大四切	１枚につき	550円
	四切以下	１枚につき	440円
	電磁的記録で、電磁的媒体に複写したもの	電磁的媒体１枚につき	1,100円
	※上記金額に写し作成基本手数料を加えた額		
医師面談料	家族受診	１回につき	3,201円
	上記以外のもの	３０分毎	5,500円
訪問看護有償サービス	長時間の訪問看護サービス		
	所定の訪問看護の時間を超えた場合	日中３０分毎	6,105円
	や、定期的なものではなく長時間看護	夜間・早朝３０分毎	7,634円
	師が自宅に滞在し、看護を行う場合	深夜３０分毎	9,163円
		交通費	実費相当額
	通常の訪問看護サービス以外		
	介護保険・医療保険対象外の訪問で、	３０分～６０分以内	9,350円
	保険を使わない、使えない場合	６０分を超えた場合１時間毎	9,350円
		夜間・早朝の場合１時間毎	11,688円
		深夜の場合１時間毎	14,025円
		交通費	実費相当額
その他使用料および手数料			実費相当額又は点数表等により算定した額
開示手数料等	個人情報開示手数料（カルテ開示以外）	１件につき	300円
	文書、図面　写しの交付（白黒のとき）	１枚につき	10円
	文書、図面　写しの交付（カラーのとき）	１枚につき	20円
	電磁的記録　紙に出力したもの交付（白黒のとき）	１枚につき	10円
	電磁的記録　紙に出力したもの交付（カラーのとき）	１枚につき	20円
	電磁的記録　CD-Rに複製したものの交付	１枚につき	100円
	写し送付		写しの送付に要する実費

※カルテ開示以外の保有個人情報の開示に係る法人文書の写しを交付する場合は、日本産業規格A3、A4、B4、B5の用紙を用いるものとする。

※１枚の用紙に両面複写をした場合の費用については、２枚として計算し、カラーについては、両面複写を行わない。

※図面等の写しの作成を業者に委託した場合の費用については、その委託の額とする。

※電磁的記録媒体に複写したものを交付する場合において、病院が適当と認める電磁的記録媒体を開示請求者が持参したときは、無料とする。

【備考】

消費税法第６条の規定により非課税とされるものを除き、この表により計算した使用料・手数料の額は、消費税額を含むものとする。

令和８年６月１日現在　理事長